

◇大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 維持保全に関する準則の作成等を要するものとして市長が指定する建築物の範囲を改めることにしました。
- 2 特定行政庁への定期報告の対象となるものとして市長が指定する特定建築物及び特定建築設備等に係る建築物の範囲を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築確認課・監察課)